

令和2年度 市町村財政の概要

1 市町村の概要

(1) 団体数

令和3年3月31日現在における団体数は、市21、町村21、一部事務組合等(普通会計に属するもの)37となっています。

(2) 人口

令和3年1月1日現在の住民基本台帳人口は、県計2,016,868人、市計1,710,410人、町村計306,458人となっています。これを令和2年1月1日現在の人口と比べると、県計で15,622人(0.8%)、市計で12,279人(0.7%)、町村計で3,343人(1.1%)減少しています。

2 普通会計の決算状況

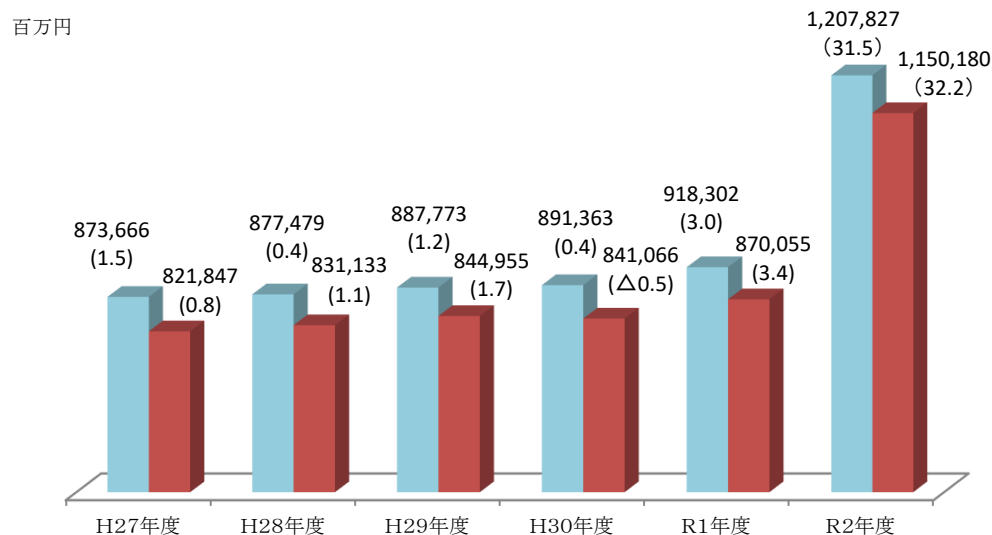
(1) 総説

令和2年度の実質収支は、県内全市町村が黒字を維持することができました。

(2) 決算規模

令和2年度における普通会計決算規模は、
 歳入1兆2,078億2,699万円(前年度9,183億1,777万円)
 歳出1兆1,501億8,035万円(前年度8,700億5,486万円)
 で、対前年度伸び率は、歳入31.5%増(前年度3.0%増)、歳出32.2%増(前年度3.4%増)となりました。(第1図)

第1図 決算規模の推移(県計) ■歳入総額 ■歳出総額



(単位:百万円)

区分	歳入総額	歳出総額	歳入歳出 差引	翌年度に 繰り越す べき財源	実質収支	単年度 収支	実質単年 度収支
令和2年度	1,207,827	1,150,180	57,647	9,435	48,212	6,922	△ 1,774
令和元年度	918,302	870,055	48,247	6,887	41,359	3,297	△ 5,541

(3) 決算収支

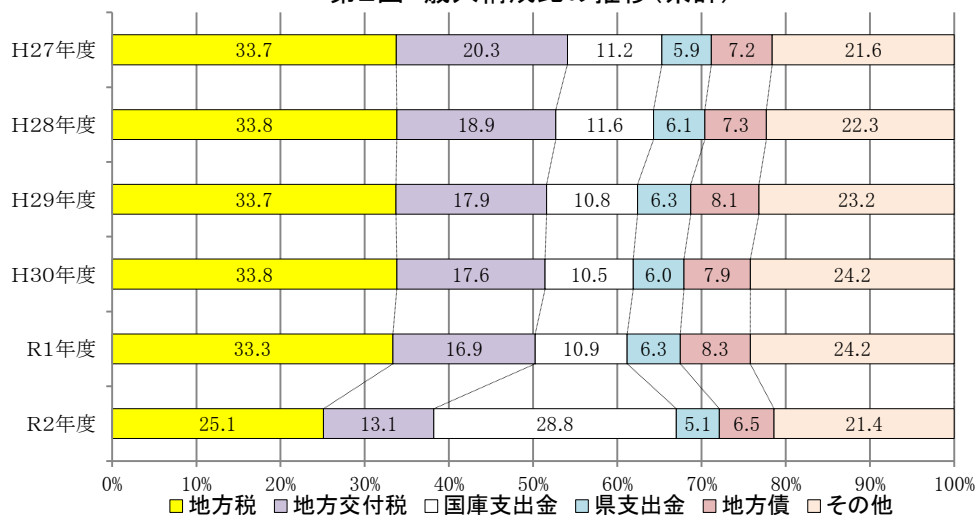
- 当該年度の決算上の赤字黒字を端的に示す実質収支(歳入歳出差引額から明許繰越等により翌年度に繰り越すべき財源を控除した額)は、482億1,181万円で、県内全市町村黒字となりました。
- 当該年度だけの収支を知るための単年度収支(当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額)は、69億2,242万円の黒字となりました。これを市と町村別に見ると、市にあっては、15団体が黒字、6団体が赤字となっており、町村にあっては、16団体が黒字、5団体が赤字となりました。

- ・単年度収支に実質的な黒字要素と赤字要素を加減して表す実質単年度収支(財政調整基金への積立額と地方債の繰上償還額を黒字要素、財政調整基金の取崩し額を赤字要素とみなして加減した額)は、17億7,393万円の赤字となりました。これを市と町村別に見ると、市にあっては、9団体が黒字、12団体が赤字となっており、町村にあっては、17団体が黒字、4団体が赤字となりました。

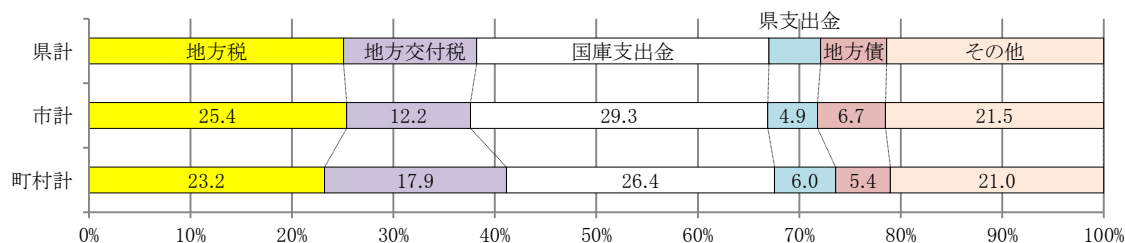
(4) 歳入

- ・歳入総額は1兆2,078億2,699万円で、前年度に比べ2,895億2,522万円(31.5%)増加し、8年連続で増加となりました。歳入総額の内訳は、地方税3,026億2,822万円(構成比25.1%)、地方交付税1,581億9,071万円(構成比13.1%)、国庫支出金3,483億7,097万円(構成比28.8%)です。(第2図)
- ・歳入の対前年度伸び率を項目別に見ると、地方税は対前年度比0.9%の減となりました。地方税全体の41.9%を占めている市町村民税は、個人所得割が0.8%増加したが、法人所得の減少による法人税割の32.1%減等により、総額では3.9%の減となりました。また、固定資産税は、家屋と償却資産の税収が増加したため、1.9%の増となりました。
- ・地方交付税は1.8%増加と8年ぶりの増加となりました。なお、地方交付税の不足分として振り替えられる臨時財政対策債は4.6%増加し、実質的な地方交付税としては2.1%の増となりました。
- ・国庫支出金は、特別定額給付金給付事業費補助金等の新型コロナウイルス感染症に係る国庫支出金の増加等により、246.5%の増となりました。
- ・地方債は、緊急防災・減災事業債、減収補填債等の発行額の増加により、全体としては、前年度比3.0%の増と、2年連続増加しました。なお、臨時財政対策債を除いた地方債は、2.3%の増となりました。

第2図 歳入構成比の推移(県計)



参考: 市と町村による構成比の違い



- ・市と町村を比較すると、町村は地方税収入の構成比が小さく、地方交付税の構成比が大きいことが分かります。市町村合併前の平成13年度決算においては、地方税の構成比が市は41.6%、町村は24.3%、地方交付税の構成比が市は12.8%、町村が33.0%とその傾向が顕著でしたが、市町村合併を経て、両者の違いは小さいものとなっています。

(5) 歳出

- 歳出総額は1兆1,501億8,035万円で、前年度に比べ2,801億2,548万円(32.2%)増加しました。

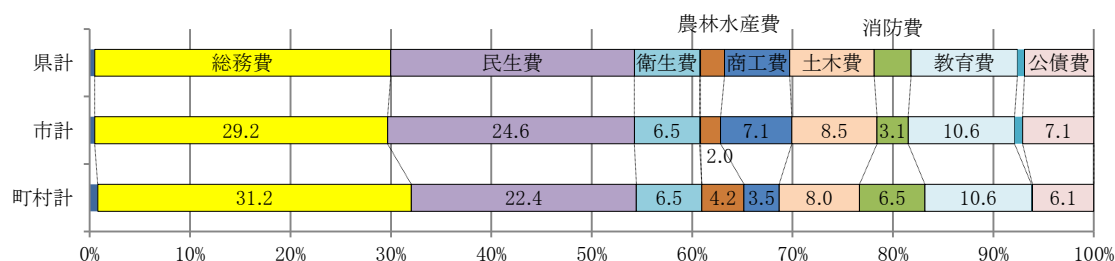
【目的別歳出】

- 目的別歳出の構成比は、総務費29.5%(3,391億4,433万円)、民生費24.3%(2,789億7,989万円)、教育費10.6%(1,217億2,747万円)、土木費8.4%(968億8,470万円)、公債費6.9%(795億7,112万円)の順で、前年度の民生費にかわり総務費が最も大きい割合を占めました。また、これらの経費の合計が、歳出総額の79.7%を占めています。(第3図)
- 主な目的別歳出の対前年度伸び率を見ると、総務費(158.0%増)、商工費(126.8%増)、災害復旧費(29.7%増)等が増加、労働費(5.9%減)、農林水産業費(3.2%減)等が減少となっています。
- 令和2年度の主な増減理由は、総務費は、特別定額給付金事業等の新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の実施や新庁舎建設事業(岐阜市、各務原市)の増等により、商工費は、中小企業金融調整貸付金(岐阜市)や、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業等の新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の実施等により、教育費は、小学校建替事業(多治見市)や、北方学園構想事業(北方町)の増等により増加しました。また、災害復旧費は、粗大ごみ施設復旧事業(岐阜市)や令和2年7月豪雨に係る災害復旧事業(中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市、下呂市)の増等により増加しました。

第3図 目的別歳出構成比の推移(県計)



参考:市と町村による構成比の違い

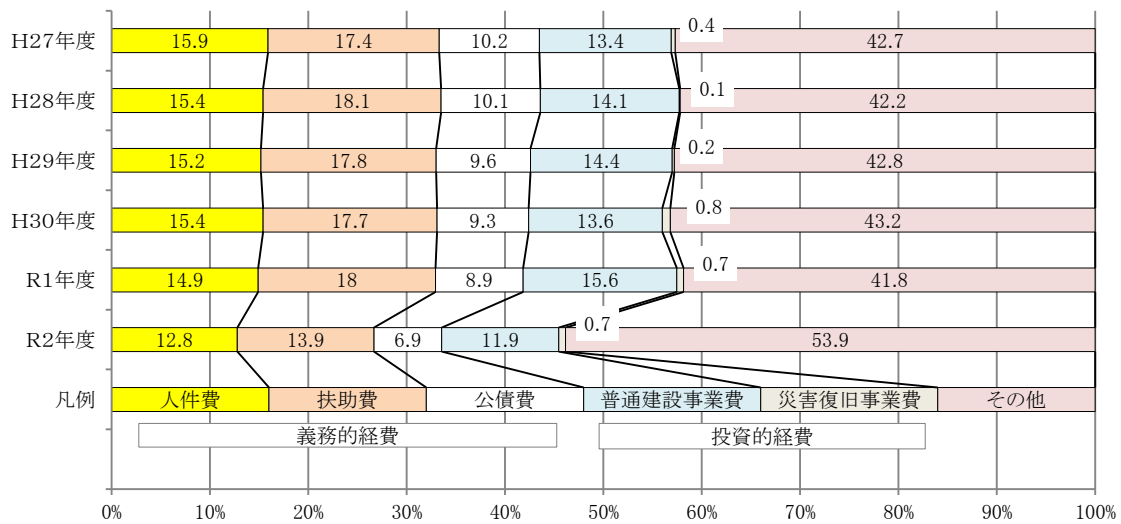


- 市と町村を比較すると、市の総務費の構成比が町村に比べて小さくなっていますが、これは、団体の規模が大きいこと、スケールメリットにより、システム等管理経費等が割安になっているためと考えられます。また、商工費は市が行った事業が大半を占めることから町村の構成比が小さくなっています。公債費においても構成比は町村が小さくなっていますが、ここ数年の投資的経費の抑制効果が、財政規模の大きな市に比べ、より顕著に表れているものと考えられます。

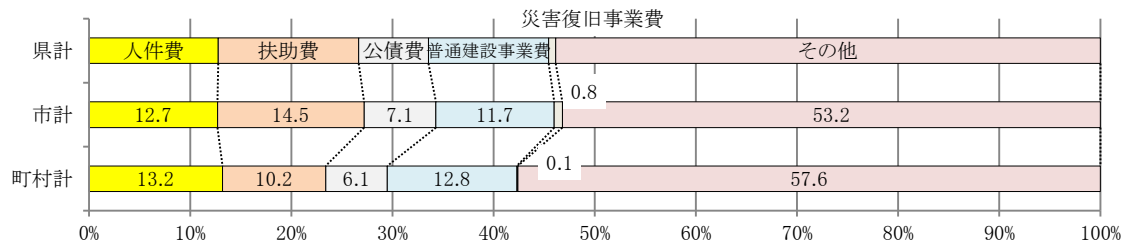
【性質別歳出】

- 性質別歳出では、人件費、扶助費及び公債費からなる義務的経費は、3,856億3,933万円(構成比33.5%)、普通建設事業費及び災害復旧事業費からなる投資的経費は、1,443億3,311万円(構成比12.5%)、また物件費、補助費等、繰出金等からなるその他の経費は、6,202億791万円(構成比53.9%)となりました。(第4図)
- 義務的経費は、前年度より5.9%の増となりました。
人件費は、会計年度任用職員制度の施行により、12.9%の増となりました。
扶助費は、幼児教育・保育の無償化に伴う児童福祉費及び教育費の増等により、1.9%の増となりました。
- 投資的経費は、前年度より1.5%の増となりました。
普通建設事業費は、各団体の庁舎整備等による事業費の増等により、0.3%の増となりました。
災害復旧事業費は、令和2年7月豪雨などに係る災害復旧事業の増等により、29.7%の増となりました。
- その他の経費は、前年度より70.4%の増となりました。
補助費等は、特別定額給付金事業等の新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の増等により、前年度比283.5%の増となりました。
貸付金は、新型コロナウイルス感染症対策に係る制度融資の増加等により、前年度比153.0%の増となりました。

第4図 性質別歳出構成比の推移(県計)



参考:市と町村による構成比の違い



- 市と町村を比較すると、扶助費の構成比は市が大きくなっていますが、市には福祉事務所が設置されており、生活保護等、町村に比べて担当する事務が多いことが理由です。「その他」の構成比は町村が大きくなっていますが、補助費等(市の構成比27.1%、町村の構成比29.4%)や繰出金(市の構成比6.6%、町村の構成比9.1%)に係る構成比の差によるものです。

3 財政指標等

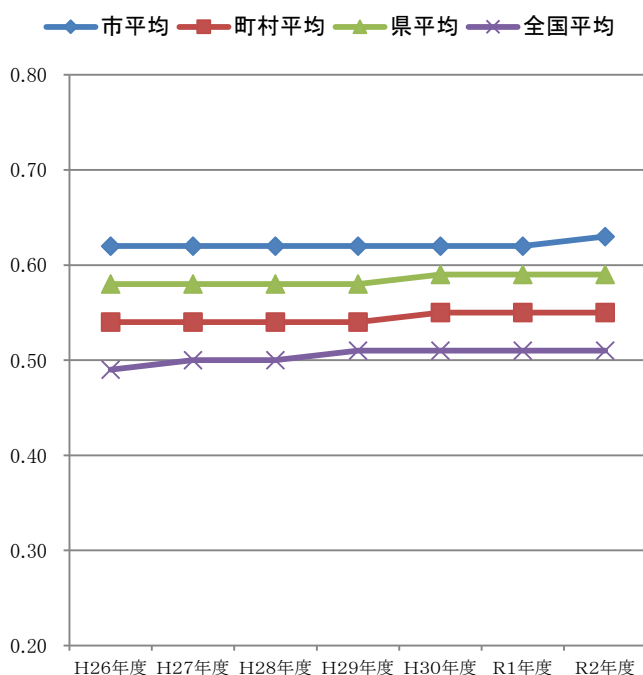
(1) 財政力指数

市町村の財政力を示す財政力指数は、市の平均値が0.63(前年度0.62)、町村の平均値が0.55(前年度0.55)、市町村全体の平均値が0.59(前年度0.59)となりました。(第5図)

区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
市平均	0.62	0.62	0.62	0.62	0.62	0.62	0.63
町村平均	0.54	0.54	0.54	0.54	0.55	0.55	0.55
県平均	0.58	0.58	0.58	0.58	0.59	0.59	0.59
全国平均	0.49	0.50	0.50	0.51	0.51	0.51	0.51

(単純平均。全国平均は特別区を除く。)

第5図 財政力指数の推移



(参考)

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

- ・ 財政力指数は3年平均で算出します。例えば令和2年度財政力指数は平成30年度～令和2年度の3年の平均値です。
- ・ この指数は財政統計上用いる、財政力を示す指数であり、この指数が大きいほど財政力が強いこととなります。

令和2年度 財政力指数の状況

財政力指数	団体数	市町村名
1. 0以上	0 (0)	
1. 0未満 ↓ 0.9以上	2 (1)	△各務原市 岐南町
0.9未満 ↓ 0.8以上	4 (5)	岐阜市 大垣市 美濃加茂市 可児市
0.8未満 ↓ 0.7以上	6 (6)	多治見市 羽島市 瑞穂市 笠松町 垂井町 神戸町
0.7未満 ↓ 0.6以上	11 (11)	関市 瑞浪市 土岐市 養老町 輪之内町 安八町 大野町 池田町 北方町 坂祝町 御嵩町
0.6未満 ↓ 0.5以上	5 (5)	高山市 中津川市 美濃市 本巣市 関ヶ原町
0.5未満 ↓ 0.4以上	7 (7)	恵那市 山県市 海津市 揖斐川町 富加町 川辺町 八百津町
0.4未満 ↓ 0.3以上	4 (4)	飛騨市 郡上市 下呂市 白川村
0.3未満	3 (3)	七宗町 白川町 東白川村

(注) 1 () の数は令和元年度指数による団体数

2 △印は1階級上がった市町村

3 ▽印は1階級下がった市町村

(2) 経常収支比率

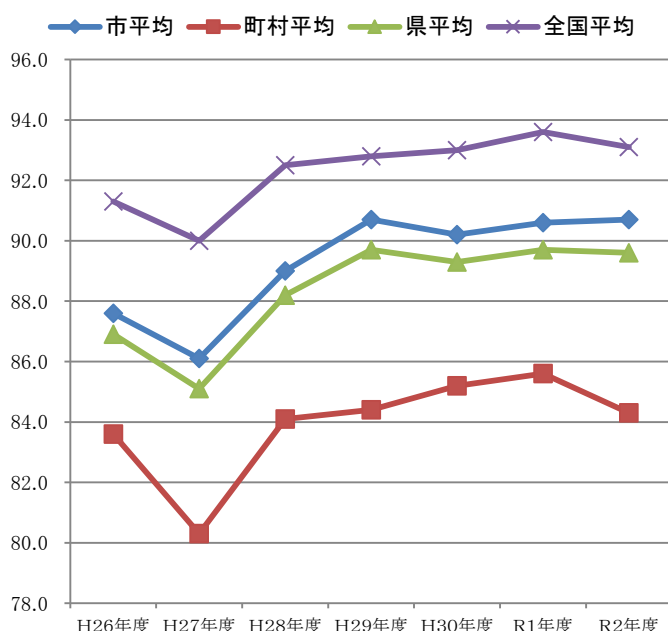
経常収支比率(県平均)は、前年度より0.1ポイント低下し、89.6%となりました。(第6図)

(単位:%)

区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
市平均	87.6	86.1	89.0	90.7	90.2	90.6	90.7
町村平均	83.6	80.3	84.1	84.4	85.2	85.6	84.3
県平均	86.9	85.1	88.2	89.7	89.3	89.7	89.6
全国平均	91.3	90.0	92.5	92.8	93.0	93.6	93.1

(加重平均。全国平均は特別区を除く。)

(%) 第6図 経常収支比率の推移



(参考)

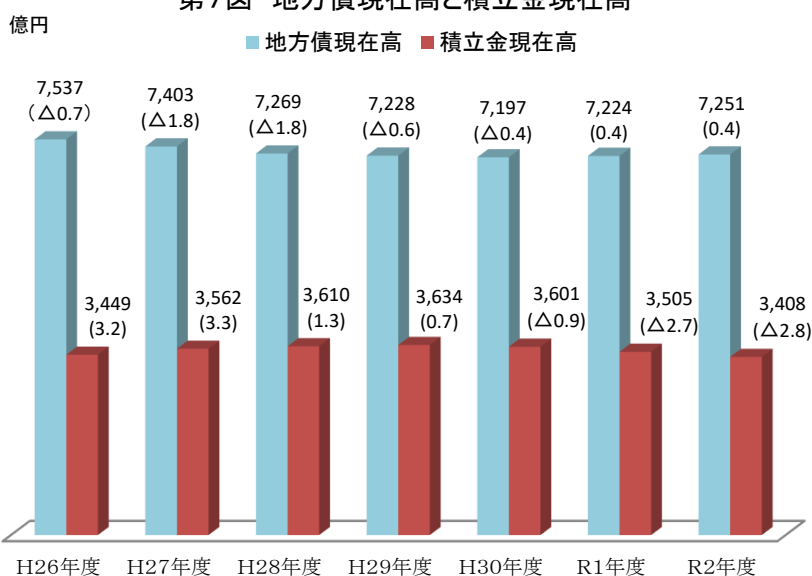
$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源等} + \text{減収補てん債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

・この比率は財政構造の弾力性を把握するものであり、この比率が低いほど財政構造に弾力性があることを示しています。

令和2年度 経常収支比率の分布

80%未満	4町村
80%以上90%未満	22市町
90%以上95%未満	13市町村
95%以上	3市

第7図 地方債現在高と積立金現在高



(3) 地方債現在高

平成30年度末まで、地方債現在高は8年連続の減少となっていたが、令和元年度末に増加に転じ、緊急防災・減災事業債、公共施設等適正管理推進事業債などの増加を受けて、2年連続で増加しました。(第7図)

(4) 積立金現在高

財政調整基金、減債基金及び特定目的基金において積み立てを上回る額を取り崩したため、全体として積立金現在高は減少しました。(第7図)

【 地方公共団体財政健全化法による令和2年度決算に基づく健全化判断比率の状況 】

平成19年6月、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的として、各地方公共団体は毎年度、財政の健全化に関する4つの比率(①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率。①～④をまとめて「健全化判断比率」。)を公表し、当該比率が「早期健全化基準」以上であった場合には自主的な財政の早期健全化を、「財政再生基準」以上であった場合には国等の関与による確実な財政の再生を図ることとされました。

各市町村では健全化判断比率を監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会に報告し、公表しています。

《 概要 》

全市町村、健全化判断比率4指標とも、早期健全化基準未満

① 実質赤字比率

地方公共団体の財政運営の基本となる会計である一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

県内市町村は、全団体とも実質赤字が生じず、「－」(比率なし)となりました。

② 連結実質赤字比率

独立採算で運営することとされている公営企業の会計を含め、当該地方公共団体の全会計の赤字や黒字(地方公営企業法適用企業は資金不足額や資金剰余額)を合算し、団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

県内市町村は、全団体とも連結実質赤字が生じず、「－」(比率なし)となりました。

(参 考)

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \quad \text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

③ 実質公債費比率

借入金(地方債)の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標です。財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体か許可を要する団体かの判定に用いられる地方財政法における実質公債費比率と同じ概念です。

県内市町村は、14年連続で全団体とも早期健全化基準を下回ることとなりました。

18%未満	42市町村	18%以上の団体は、地方財政法において起債に許可を要することとなっています。
18%以上25%未満	－	
25%以上35%未満	－	25%は財政健全化法における早期健全化基準です。
35%以上	－	35%は財政健全化法における財政再生基準です。

(参 考)

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}*) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{(\text{3か年平均}) \text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

* 準元利償還金は、一般会計等から公営企業会計等への繰出金のうち公営企業債の償還財源に充てたと認められるもの、組合等への負担金・補助金のうち組合等が起こした地方債の償還財源に充てたと認められるもの、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの、一時借入金の利子等

※県内市町村の加重平均は4.7%、全国市区町村の加重平均は5.7%

④ 将来負担比率

地方公共団体の財政運営の基本となる会計である一般会計等において、借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点(令和元年度末)での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。

県内市町村は、全団体早期健全化基準を下回りました。

岐阜市、高山市、多治見市、関市、中津川市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、飛騨市、揖斐川町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町及び白川村の22市町村は、地方債現在高などの将来負担額よりも、充当可能基金額などの充当可能財源が大きいため、「－」(比率なし)となりました。

$$\begin{aligned} \text{(参考)} \quad & \text{将来負担額} * - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額}) \\ \text{将来負担比率} = & \frac{\text{将来負担額} * - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \end{aligned}$$

* 将来負担額は、地方債現在高、公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業会計等の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額、組合等の地方債の元金償還に充てるための負担等見込額、退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち一般会計等の負担見込額 等

※県内市町村の加重平均は将来負担額より充当可能財源が多いため算出されない

全国市区町村の加重平均は24.9%

4 むすび

令和2年度の市町村の普通会計の決算状況は、歳入は8年連続の増加であり、歳入・歳出ともに過去最大規模となりました。歳入面では、地方交付税が8年ぶりに増加したものの、地方税は市町村民税の減少等に伴い8年ぶりに減少しました。歳出面では、総務費、商工費等が増加したことにより、総額では増加しました。また、地方債現在高は、緊急防災・減災事業債、公共施設等適正管理推進事業債などの増加を受けて昨年度に引き続き増加となりました。積立金現在高は3年連続で減少しました。

主な財政指標では、経常収支比率(県加重平均)は0.1ポイント減少し、実質公債費比率(県加重平均)は0.3ポイント減少しました。実質公債費比率が減少した理由は、各団体が地方債の発行の抑制、繰上償還などに積極的に取り組んでいる結果と考えられます。なお、実質公債費比率が18%以上の団体は、地方債の発行に際し、知事の許可が必要となる起債許可団体となりますが、県内では7年連続で起債許可団体は無しとなりました。

平成19年度決算から、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により健全化判断比率(①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率)の公表が制度化され、比率が悪化した団体は、当該比率に応じ、自主的な早期健全化又は国等の関与による確実な再生を図ることとしています。県内市町村は、全団体が4指標とも早期健全化基準未満でした。

今後の市町村の財政運営に当たっては、創意工夫により地域の特性を活かした魅力ある地域づくりを進めていくとともに、人口減少等に伴い地方税収入が減少する一方で、引き続き社会保障関係経費や公共施設の維持・更新に要する経費の増加が予想される厳しい状況の中、限られた財源の重点的配分と、経費全般の徹底した節減合理化を進め、住民に最も身近な地域主権の主体としての体質強化を図っていくことが重要となっています。